当社で働くみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について特別休暇を取得できます

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした場合に、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置があり、当社では、この措置に基づいて休暇を取得した場合は有給の特別休暇としています（正社員、契約社員、パートすべて対象です）。

▶▶母性健康管理措置とは

● 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後１年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

● 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導**を受け、それを事業主に申し出た場合、**事業主は、この指導に基づいた必要な措置を講じます**。

● 本措置の対象期間は、**令和２年５月７日～令和４年１月31日**（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項が的確に伝わるよう母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を書いてもらい、提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する措置として、医師等から「休業」を含む指導を受けた場合、有給の特別休暇を申請することができます。

特別休暇の内容

・休暇取得時の賃金は、年次有給休暇を取得した場合の　　**割相当額**です。

・有給の特別休暇の期間は、**令和２年５月７日～令和４年１月31日**です。

・特別休暇の申請は、電話でも構いません。書類は後日整えていただく必要があります。

・提出書類：母性健康管理指導事項連絡カード（新型コロナウイルス感染症に関する医師等の指導事項が記載されたもの）

※　母性管理指導事項連絡カードがない場合は、ご相談ください。

特別休暇の問合せ、申請先は、＿＿＿＿＿＿＿＿までご連絡ください。